

## 税のお知らせ

令和5年度から町税の納付方法が拡大されます。

令和5年度課税分から地方税共通納税システムの対象税目が拡大され、**固定資産税、軽自動車税（種別割）**の納付において、利用可能となる納付方法が拡大されます。

詳しく述べては、ホームページ（[www.e-tax.lta.go.jp](http://www.e-tax.lta.go.jp)）でご確認ください。  
納付方法の詳細や変更等については、ホームページを通じ、お知らせしていきます。

（注1）「地方税共同機構」は地方税法に基づき、地方団体が共同して運営する地方共同法人

「地方税お支払サイト」（注2）を利用したクレジットカード納税や納付書に新たに印字された機構（注1）が提供する「地方税お支払サイト」

（注2）「地方税お支払サイト」は、「eL・QR」の読み取りや納付書に記載された番号の入力によりクレジットカード納付などができるようになります。

また、現在納付できる金融機関については、納付書裏面に記載された金融機関のみでしたが、今後地方税統一QRコードによる納付ができるようになります。

一Q Rコード」を利用してパソコンやスマホ決済アプリでの納税ができるようになります。

金融機関について、納付書裏面に記載された金融機関のみでしたが、今後地方税統一QRコードに対応の金融機関であれば全国どの金融機関でも納付できるようになります。

## ■拡大対象税目とは

- 固定資産税
- 軽自動車税（種別割）

## お知らせ

QR決済開始予定  
○北はるか農業協同組合  
下川支所  
令和6年以降に  
QR決済開始予定  
QR決済開始予定  
QR決済開始予定  
QR決済開始予定

令和5年度から町税等の納入通知書の様式が新しくなります。

## ■「eL・QR」を利用した納付

納付書裏面に記載のない金融機関の窓口でも納付できるようになるとともに、「eL・QR」を読み取ることで対応決済アプリでの納付もできるようになります。

※スマホ決済アプリやクレジットカード納付にはパケット通信料等の利用者負担が発生する場合があります。

令和5年度から町税等の納付方法の拡大に伴い、4月から新たに発行する次の町税等の納入通知書の様式が変更となります。詳しいことは後日お知らせしていきます。

## ■口座振替を

利用されている場合  
口座振替を利用して支払いには利用できません。

○町道民税（普通徴収）  
○固定資産税  
○軽自動車税（種別割）  
○国民健康保険税  
○介護保険料  
○後期高齢者医療保険料  
○公営住宅使用料  
○特定公共賃貸住宅使用料  
○町営住宅使用料  
○保育料

※eL・QR（地方税統一QRコード）を利用した納付をするためには、口座振替の解約手続が必要です。解約手続完了後に納入通知書により、納付ができます。

○町道民税（普通徴収）  
○固定資産税  
○軽自動車税（種別割）  
○国民健康保険税  
○介護保険料  
○後期高齢者医療保険料  
○公営住宅使用料  
○特定公共賃貸住宅使用料  
○町営住宅使用料  
○保育料

## ■お問い合わせ

### 税務住民課

■金融機関窓口での納付  
会社デンソーウエーブの登録商標です。

内線113・115

☆4-251103

出納室  
内線152

☆4-251107

## ■お問い合わせ

### 税務・収納グループ

内線12511

出納室  
内線152

☆4-251107

■金融機関窓口での納付  
○北星信用金庫  
令和5年4月より

令和5年4月より